九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ジョン・フォーテスキュー著『自然法論 第一部』（邦訳）（一）

直江, 眞一
九州大学大学院法学研究科教授

https://doi.org/10.15017/2208

出版情報：法政研究. 67 (2), pp.187-218, 2000-11-17. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

資料

ジョン・フォーテスキュー著『自然法論　第一部』（邦訳）（一）

直江真一訳

はしがき

ジョン・フォーテスキューは、我が国でもよく知られた一五世紀イングランドの法律家・政治思想家である。多数の著作を残しているが、通称『自然法論』（*De Natura Legis Nature*）は、通称『イングランド法の礼賛について』（*De Laudibus Legum Anglie*）および通称『イングランドの統治』（*The Governance of England; The Difference between an Absolute and a Limited Monarchy; De Dominio Regale et Politico*）と並ぶ代表的著作の一つであり、これら三作品の中で最も早く「ばら戦争」最中の一四六一―三年頃執筆されている。(1)

おそらく本書が書かれた当時、フォーテスキューはヘンリ六世（一四六一年廃位）と共にスコットランド亡命中であり、その執筆目的はランカスター朝の王位継承の正統性を擁護することにあったと考えられている。すなわち、ランカスター朝がエドワード三世（一三七七年没）の第四子ジョン・オヴ・ゴーントの子ヘンリ四世（在位一三九九―一四一三年）からヘンリ五世（在位一四一三―一二年）、そしてヘンリ六世と続いてきたのに対して、ヨーク朝の系統はエドワード三世の第三子クラレンス伯ライオネルから二度の女系（フィリッパとアン）を経由してエドワード四世（一四六一年即位）に到っており（系図参照）、両者間での王位継承権の主張は従来の相続法準則による限りヨーク朝の方が有利であった。(2) そこでフォーテスキューは本書において、「被相続人たる国王に男子直系卑属が存在しない場合に、娘およびその子たる孫と弟のいずれが王位継承権を有するか」という――現実の王位継承争いがその応用問題となるような――形で問題を設定し、(3) 自然法にしたがって結論として「弟」の方を選択し、さらに「娘」の卑属に対しても継承権を否定することによって、ヘンリ六世の権原を根拠付けることを意図したわけである。(4)

以上の成立事情から本書は、正式名称『自然法の本質および至高の諸王国の継承におけるその評価に関する小論』

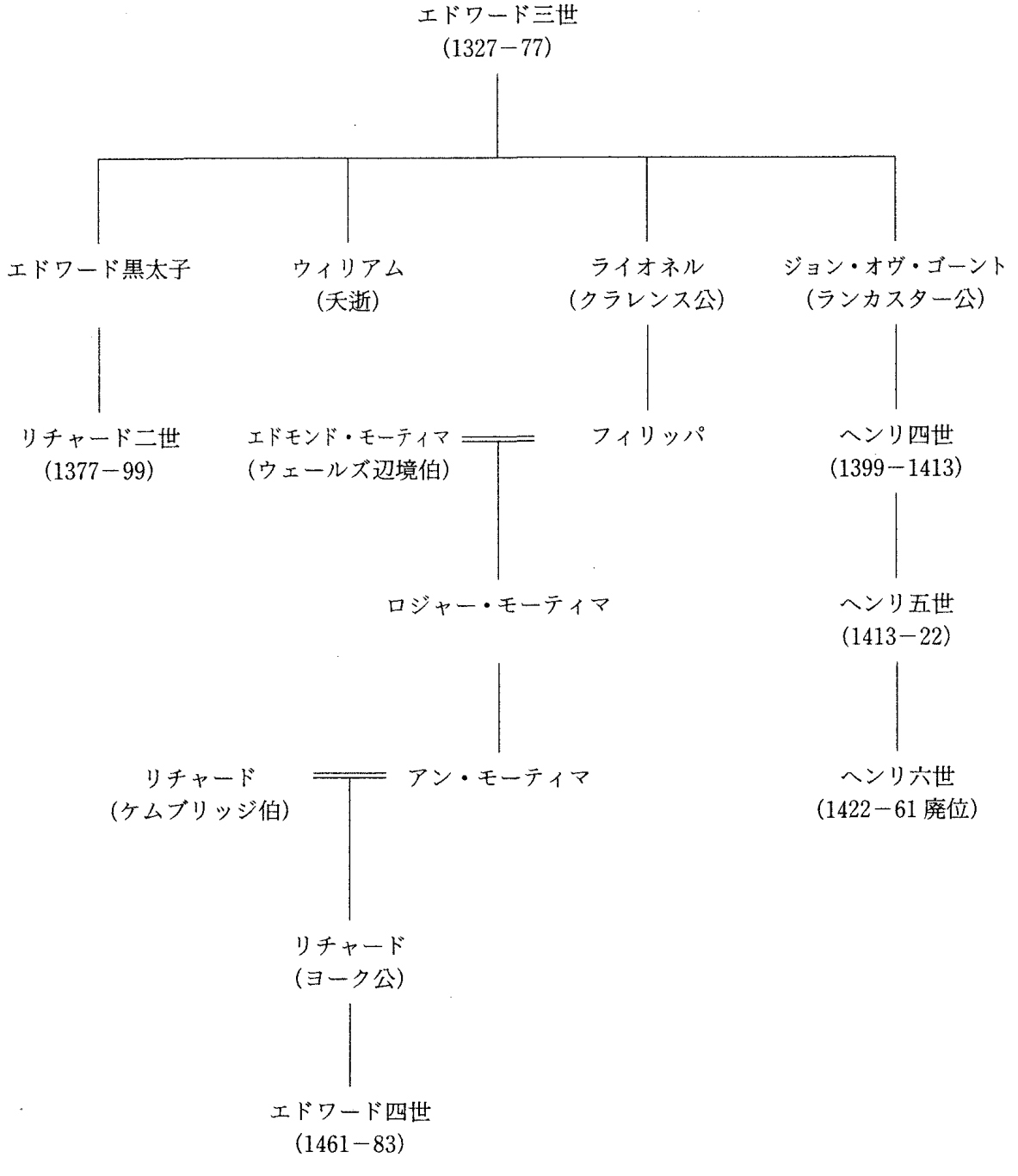

(註)　本系図は本稿に必要な限りで作成してある。
国王については在位年を示してある。

(*Opusculum de Natura Legis Nature et de eius Censura in Succesione Regnorum Supremorum*) にも示されているように[5]、内容的連関を有する二つの部分から構成されている。すなわち、自然法それ自体について論じた第一部と自然法を王位継承に適用した第二部とである。しかし、第二部が――あくまで抽象的な形で議論を展開しているのではあるが――王位継承問題におけるヨーク朝への対抗というきわめて実践的な性格を帯びた論考であるのに対して、その前提として書かれた第一部は王位継承の準拠法としての自然法そのものを主題としている限りで純理論的性格を有し、そこでは後に『イングランド法の礼賛について』と『イングランドの統治』で詳論されることになる有名な統治形態論あるいは正義論も付随的に論及されている。第一部が前記二作品と共に国制に関する著作の中に、また第二部が他の五つの小作品と並んで王位継承問題を論じた著作として、別個に位置付けられる所以である[6]。

このように本書がある程度独立した二つの部分から構成されていること、またなによりも大部であるという理由によって、ここではとりあえず第一部の訳出を試みることにした。直ぐ後で述べるごとく、本書は上記二作品ほど流布しなかったという事情からこれまで論及される機会が比較的少なかったが[7]、フォーテスキューの法理論ないし広く中世自然法思想を考える上で重要な位置を占めており、本書を通して読者はフォーテスキューの豊かな学識とその知的背景の一端に触れることができるであろう。

＊　＊　＊

次に、本書の刊本および写本について述べておく。『イングランド法の礼賛について』が一六世紀以来、また『イングランドの統治』が一八世紀以来版を重ねたのに対して、『自然法論』の刊本は、他の小作品同様、一八六九年にロンドンで出版された『フォーテスキュー著作集』に収録された版が最初にして最後のものである。本『著作集』はフォーテスキューの子孫たるクレアモント卿トマス・フォーテスキューによって『フォーテスキュー家の歴史』と共に私的に出版された[8]。『自然法論』は本『著作集』の一番最初に掲載されており、序文によれば編者はトマスの兄弟チチェスタ・フォーテスキューである[9]。編者による英訳版および註（要旨、出典一覧、註記等）が付されている。

その後、この英訳版だけのリプリント版が一九八〇年に出版された[10]。また、一九九七年には「ケムブリッジ政治思想史原典シリーズ」の一冊として『イングランド法の礼賛について』と『イングランドの統治』の新たな英訳版が公

刊されたが、そこでは統治形態論という観点から『自然法論』第一部の第一六、一八、二六章だけの英訳が一八六九年版に若干手を加えた上で付録として加えられている。[11]

『著作集』版にはとくに編集に関する説明がない。しかし、基礎とした写本が『自然法論』の第一部・第二部を共に収めたものとしては唯一伝来しているランベス写本(Lambeth MS 262)であることは確実である。[12]本写本には『自然法論』(ff.3-105)の他、『イングランドの統治』(ff.106-128)と小作品『イングランド王国に対する〔現〕国王〔エドワード四世〕の権原に対抗してスコットランドから発せられた若干の著作に関する声明』(ff.129-140)が収録されている。写本カタログによれば、本写本は一六世紀に書かれており、『自然法論』には『自然法にしたがって女性は統治能力に欠けることを立証する、サリカ法の衡平に関する著作』(*Tractatus de Æquitate Legis Salicae, probans foeminds jure naturali incapaces esse Regiminis*)なる別称が付せられている。[13]

本写本の系譜についても、また何故にこれらフォーテスキューの著作の一部がカンタベリ大司教のロンドン邸宅たるランベス宮殿図書館の所蔵に帰することになったのかも――興味を引かれるところであるが――一切不明である。さらに、本文に先立って要約の役割を果たす「覚書」(memorativum)が置かれているが(ff.1-2)、これが元々フォーテスキュー自身によって付されたものかどうかも定かではない。

＊　＊　＊

本邦訳においては、『著作集』版を改めてランベス写本と比較検討することによって訳出を試みた。編者による英訳および註、とりわけ出典の指示は有益であり、参考にした。しかし、本邦訳の註は『著作集』版の註をそのまま邦訳したものではなく、訳者の判断で取捨選択し、また逆に補った部分もあることをお断わりしておく。編者による誤記・転写ミス等も註において指摘してある。また、聖書からの引用は日本聖書協会『新共同訳』の訳文により、直接の引用でない場合には該当箇所の訳文を註に掲げておいた。その他の引用文献についても、邦訳版のあるものはできるだけそれの参照を指示しておいた。

邦訳は、逐語訳を旨としつつ、日本語として不自然にならないよう努めたが、訳者の不勉強、とりわけ神学・哲学分野における不案内の故に――本書第一部が「準神学的序論」とも言われるだけに[14]――思わぬ誤りを犯しているのではないかと恐れる。誤訳・不適訳等についてご教示いただ

ければ幸いである。

なお本書は、一九九六年度以降大学院におけるゼミ（西洋法制史研究）のテクストとして検討を加えてきており、この作業は現在も継続中である。また一九九四年度には学部ゼミ（西洋法制史演習）において英訳版の一部（第二九章まで）を読む機会があった。ゼミに参加された院生・学生諸君との議論を通して訳者の理解が深まったことを、付記しておきたい。

（1）フォーテスキューの生涯および著作については、さしあたり、北野かほる・小山貞夫・直江真一共訳、ジョン・フォーテスキュー著『イングランド法の礼賛について』（邦訳）（一）～（三・完）（『法学』五三―四、一九八九年、三四頁以下、五三―五、同年、一〇〇頁以下、五四―一、一九九〇年、一四八頁以下）の末尾に付された北野氏による「解説」（主としてS・B・クライムズの研究に依拠）を参照されたい。クライムズは『自然法論』の成立場所と年代について、フォーテスキューがスコットランドから大陸へ移動した後という可能性も否定していない（Chrimes, S. B.(ed.), *De Laudibus Legum Anglie*, 1949, p.xcii, n.2）。なお、これらの書名がフォーテスキュー自らによるものか否かは必ずしも明らかではない。『イングランド法の礼賛について』に関して、直江真一「サー・ジョン・フォーテスキュー著『イングランド法の礼賛について』の書名の由来について」、『図書館情報』（九州大学附属図書館報）三〇―二、一九九四年、九―一一頁を参照。但し、『自然法論』の場合には、『イングランド法の礼賛について』第九章の中に「あなた〔ヘンリ六世の息子エドワード王子〕の考察のために書いた『自然法の本質について』という小著」なる表現があることから（上記邦訳（一）五三頁）、フォーテスキュー自身による書名と思われる。

（2）長子相続法を前提とした上で、代襲相続と女子による相続の可否が微妙な論点であったが、フォーテスキューの時代にはすでにこれらの問題は克服されていた。すなわち前者の問題については、遡って一一九九年のリチャード一世死亡時に、早世していた次弟ジェフリーの息子アーサーではなく末弟ジョンが即位したことは、代襲原理が相続法の一部となることを遅らせはしたものの、最終的に一三世紀半ばまでには代襲相続権が確立していた。この点については、直江真一「代襲相続法とジョン王の即位――『国王の事例』をめぐって――」（『法政研究』六一―三＝四、一九九五年、九五頁―一三一頁、後に『法と政治――二一世紀への胎動――』［上巻］、同年、所収）、参照。実際、リチャード二世（在位一三七七―九九年）は早世した父エドワード黒太子に代わってエドワード三世を継承していた。また後者の問題については、ランカスター家によるフラン

ス王位継承権の主張自体、元々はエドワード三世の母イザベラがフランス王フィリップ四世美麗王の娘たることを根拠にしたフランス王位の請求に基づくものであった。

(3) 後出、本論の冒頭部分を参照。

(4) フォーテスキューは自然法を論拠としてランカスター朝の正統性を主張するのであるが、ランカスター朝の論拠としては別に一四〇六年の議会制定法（Statute of VII Henry IV, c.2）が存在していた。同制定法は「イングランドおよびフランスの王冠と王国の相続財産（lenheritement de la Crone & de les Roialmes Dengleterre & de Fraunce）および我々の主君たる国王の他のすべての海外の領土の相続財産は、あらゆる付属物と共に、我々の主君たる国王〔ヘンリ四世〕自身とその直系卑属たる相続人（les heirs de son corps issantz）の下にとどまるべし」と定めていたからである（Statutes of the Realm, vol.2, 1816, p.151）。しかし、フォーテスキューは本書において議会に基づく権原には全く論及することなく（その限りではむしろヨーク家に有利な議論を展開したと受け取れないこともない）、あくまで自然法による根拠付けを意図したのであり、このことは当時における制定法の権威を考える上で示唆的である。この点に関しては、Jacob, E.F., Sir John Fortescue and the Law of Nature, *Bulletin of John Rylands Library*, 18, 1934, pp.360ff., 376を参照。他方E・H・カントーロヴィチは、フォーテスキューの議論は「娘」は「その子たる孫」に対して元々自らが有していないものを伝えることができないという形をとるが、「仮に彼が、神学の影響を受けた法学を指針としたならば、その議論はほとんど説得的とは言えないものになっただろう」と述べている。すなわち、聖処女マリアは「処女であると同時に息子の母であり娘でもある者」、換言すれば「息子の娘、父の母」（nata nati, mater patris）として、そもそも「通常の相続法の規定に容易に適合させることなどできない明白な自己矛盾を含む存在」であった。したがって自ら「神性を有していなくても、彼女の息子の神性を損うことにならないことを、それほど困難なしに主張しえた」のであり、このような神学的議論によれば、「娘」は「その子たる孫」へ王位が継承されていく媒介者たりえたというわけである（小林公訳『王の二つの身体――中世政治神学研究――』、一九九二年、一五九頁および五六三頁註一七〇）。

(5) 後出、本論の註(1)を参照。

(6) 他の五つの小作品とは、『辺境伯エドワードの権原について』（*De Titulo Eduardi Comitis Marchie*）、『ヨーク家の権原について』（*Of the Title of the House of York*）、『ランカスター家の権利の弁護』（*Defensio Juris Domus Lancastrie*）、『ランカスター家の権利の弁護』あるいはヨーク公の権利主張に対する反論』（*A Defence of the Title of the House of Lancaster, or A Replication to the Claim of the Duke of York*）、『イングランド王国に対す

る〔現〕国王〔エドワード四世〕の権原に対抗してスコットランドから発せられた若干の著作に関する声明』(*Declaracion Upon Certayn Wrytinges Sent Oute of Scotteland Ayenst the Kinges Title to the Roialme of Englond*) である。これらについては、Gill, P.E., *Sir John Fortescue: Chief Justice of the King's Bench, Polemicist on the Succession Problem, Governmental Reformer, and Political Theorist* (Ph.D. thesis), 1968, pp.82ff. を参照

(7) 管見の限りでは、E・F・ジェイコブによる本書第一部・第二部を通しての要約がある (Jacob, op.cit., pp.365ff.) 他、第二部に関しては、百年戦争期にイングランド王によるフランス王位継承権の主張に対抗してフランスで書かれた作品とフォーテスキューの議論を比較した論文が最近出されている (Taylor, C., Sir John Fortescue and the French Polemical Treatices of the Hundred Years War, *English Historical Review*, 114, 1999, pp.112-129)。また、深尾裕造教授が統治形態論との関連で本書に若干論及されている (「フォーテスキュとブルータス伝説——忘れられたイングランド國制起源論——」、『法と政治』五一—一、二〇〇〇年、二一七—二一九頁)。なお、『イングランド法の礼賛について』と本書との対応関係については、前出の邦訳の註における指示を参照。

(8) *The Works of Sir John Fortescue, Knight, Chief Justice of England and Lord Chancellor to King Henry the Sixth*, now first collected and arranged by Thomas (Fortescue) Lord Clermont, Printed for Private Distribution, 1869; *A History of the Family of Fortescue in all its Branches*, by Thomas (Fortescue) Lord Clermont, Printed for Private Distribution, 1869. 両書とも深尾裕造教授の御好意により入手することができた。記して感謝したい。

(9) *The Works*, pp.xiii-xiv. チチェスタ (パーキンソン)・フォーテスキューは、一八二三年生まれ。オクスフォード大学クライスト・カレッジ卒業後、一八四七年以降自由党国会議員、枢密顧問官、王璽尚書等を歴任し、一八九八年没 (*Dictionary of National Biography*)。

(10) *Classics of English Legal History in the Modern Era*, selected by D.S.Berkowitz & S.Thorne, A Garland Series, no.1, 1980.

(11) *On the Laws and Governance of England*, ed. by S. Lockwood, 1997, pp.127-136.

(12) *The Works*, p.63, n.1. C・プラマーによれば、第一部については別にオクスフォード大学ボドリアン図書館蔵のロード写本 (Laud. MS., no.585) が存在する一方で、第二部および王位継承問題に関する他の小作品の伝来状況はきわめて悪いが、その理由はヨーク朝エドワード四世の下でランカスター朝の権利主張に荷担する著作を所持していることが危険視されたことにある (Plummer, C. (ed.), *The*

Governance of England: otherwise called The Difference between an Absolute and a Limited Monarchy by Sir John Fortescue, 1885, pp.75-76)。

(13) *A Catalogue of the Archiepiscopal Manuscripts in the Library at Lambeth Palace: with an account of the Archiepiscopal registers and other records there preserved*, London: printed by Law and Gilbert, St. John's square, clerkenwel, 1812, pp.36-7. この別称は写本自体には付せられていない。「サリカ法」への言及はおそらく、同法典第五九章五「土地についてはただし如何なる相続財産も婦女に帰属すべからずして、男性、兄弟たる者にすべての土地は帰属すべし」(久保正幡訳『サリカ法典』、創文社、復刊一九七七年、一五九頁)であろう。

(14) Jacob, op.cit., p.369.

次に書かれているのは、以下の小論の内容に関する一種の覚書である[1]

この小論は二つの部分に分けられる。そのうち第一部においては、最上位の王国における継承権に関する問題が提示される。そして、この問題は唯一自然法によって解決されるのであって、その他の人法によっては解決され得ないことが示される。

次いで著者は、そのような自然法が何であるのかを探究し、それが聖なるカノンによってのみならず福音書においてもまた論証されていることを見い出す。

さらに著者は、世俗的事項において世界が自然法のみによって支配されていた期間の長さを見い出す。その間、慣習法と立法はいまだ生み出されておらず、モーセの律法もまだ公布されてはいなかった[2]。

そして著者は次のように言う。すなわち、聖なるカノンは自然法が神法であると言っている、と。自然法は人類の開始から起源を有し、不変のままであり続けている、と。他のすべての人法は自然法に従属している、と。自然法の下で、また自然法によって最初に王の威厳が生じ、それは自然法によって常に規律されている、と。

次いで著者は、誰が最初の王であったかを示す。著者は、最初の王および他の多くの王――著者の語るところでは、そのうちのある者は正しき者であったし、ある者は不正な者であった――が自然法の下で、また自然法によって統治したことを論証する。

その上で著者は、自然法の卓越さに対して王法によって

異議を唱える。この王法とは、預言者サムエルが神の命令によりイスラエルの民に宣言したものである。そして著者は、王の威厳の秀逸さに対してイスラエルの民の悔悛を反論として提示する。イスラエルの民は、「私達は、私達の上に王を要求することによって私達のあらゆる罪に悪を付け加えてしまった」と述べたからである。

また著者は、このような異議に反論しながら、付随的に政治権力と王権による支配と王権のみによる支配について論ずる。(3)

この論述において著者は、そのいずれも他方より優れているわけではないということを論証する。しかし、両者は、善き支配者の下では同等であるが、悪しき支配者の下では政治権力および王権による支配の方がその臣民に損害を与えることがより少ない、と著者は言う。また著者は、この議論においてとりわけ、万民法が始まるはるか以前に自然法が人間の契約をつくり、地上に王国を建てたということを論証する。さらに著者は、人間の状態は原罪によって変更されたけれども、自然法それ自体は――異なった恩寵によってではあるが――常に同一であり続けたし、これまでもそうである等々のことを論証する。(4)

次いで著者は、ユースとレークスの違いを提示する。そして、自然法を定義する。また、いついかにして自然法がその起源と名称を有したのかを、少なからざるプロセスによって明らかにする。その後で著者は、自然法と自然的正義は――偶然によってではあるが――本質を共にしていること、またとりわけ――輝きが光から由来し、炎が火から由来しているように――自然法が正義に由来していることを、述べる。そして、この種の多くの類似を提示する。また、人が正義を捨て去った後、いかに正義が人において残ったかを明らかにする。

次いで著者は、この正義が始源的正義とどのように異なっているかを明らかにし、しかも二つの正義がつくられたのではなく、ただ一つの正義がつくられたのだと言う。(5)

その上で著者は、何故自然法は神法と呼ばれるか、また何故自然法は神法の娘と呼ばれるかを明らかにし、そしてとりわけ自然法と永遠法との関係は月と太陽の関係である――月はその輝きを太陽からのみ得ている――ということを述べる。さらに著者は、この世から人法を取り去る者は、あたかも天から月と星の装飾を奪うようなものであると言う。また、これらのことと同じくらい難解な他の多くのことを著者は解明するが、我々はそれらを読者に委ねる。

最後に著者は、神法および人法の目的は何であるのか、

また人法は神法に対してどのようにして服しているかを明らかにする。そして、人間の法廷におけるあらゆる曖昧な点は最高の司祭の判決によって解決されなければならないということを、聖なる権威に基づいて論証する。[6] そして結論として、次のように述べる。始源的正義の保護を欠いた自然法は――自然法のお陰で人が永遠の生命を手に入れることができる程――人あるいはその行為を正当化するのに十分ではなかったし、今も恩寵なくしては十分ではない、と。この第一部では、自然法の神秘に関する他の多くのこともまた説明されており、この第一部を通読する者にはそれらのことが明らかとなるであろう。それ故著者は、この第一部が自然法の本質に関する論述と名付けられるのを望んだのである。

この小論の第二部において、著者はまず最初に、提起された問題の事例において裁判官をたてる。この裁判官の面前で、上位のものを知らないある王国をめぐって争っている三人の候補者達によって、自然法の内奥から流れ出る諸理由に基づいて、当該問題が議論される。もっとも著者は、女性は請求されている王国あるいは何であれ類似のもの〔の継承者〕にふさわしくないということが論証される理由のみが正しい理由であることを、他の少なからざる権威によって明らかにするのではあるが。[7] 次いで著者は、神法によってのみならず、カノン法およびローマ法によってもまたそのような結論が正しいことを論証する。著者は同様に、孫は、母の権原によって、あるいは母方の血統を理由として、当該王国を獲得することはできないということも論証する。かくして――前述の争っている〔三〕者のうちの二者である――前述の王国のシーズンを持ったままで死亡した国王の娘も、その娘から生まれた孫も同様に、前述の裁判官の判決によって、請求されている王国から排除され、当該王国は最終的判決によって当該国王の弟に与えられるのである。

最後に、何故にこの判決の効力に対しては慣習法も取得時効も効力を持ち得ないかということが示される。

この著者は、この第二部が最高の諸王国における継承権に関する論述と名付けられることを望んでいる。この第二部において、読者は、注意深く精読するのであれば、それが公にされる以前には多くの人々にとってある種の暗闇によって隠されていた少なからざることを見い出すであろう。

(1)　ランベス写本においてこの「覚書」は以下の本論と同じ筆跡で書かれているが、そもそもフォーテスキュー自身

によるオリジナルに存在したかどうかは定かでない。後出のごとく、「著者」とは別に「我々はそれらを読者に委ねる」なる表現が用いられているところからはむしろ、フォーテスキュー以外の人物が読者の便を考えて後から書き加えたのではないかと推測される。

(2) 欄外に、「以上は第一一章の前まで」との註記あり。

(3) ここで「政治権力と王権による支配」と「王権のみによる支配」と訳した原語は、それぞれ principatus politicus et regalis と principatus tantum regalis である(後出のごとく principatus の代わりに dominium が用いられることの方が多い)。このフォーテスキューの統治形態論上きわめて重要な術語の訳語に関しては、『イングランド法の礼賛について』の邦訳において politicus に「政治権力による」と訳したことに対して、その訳では politicus の趣旨(本来の意味である「ポリスの」という意味に限りなく近い)が的確に表現しえていないとの批判を城戸毅教授より受けた(『史学雑誌』一〇一―五、一九九二年、三〇九頁)。確かに「人民全体による」とでも訳出すべきかも知れないが、前邦訳同様その意味において「政治権力による」としておく。

(4) 欄外に、「次いで、これは第三〇章の前まで」との註記あり。

(5) 欄外に、「次いで、これは第四四章の前まで」との註記あり。

(6) 欄外に、「次いで、以後は最後まで」との註記あり。

(7) 欄外に、「第二部の要約」との註記あり。

自然法の本質および至高の諸王国の継承におけるその評価に関する小論[1]

第一部　すなわち自然法の本質について

世俗的事項において上位者を認めない国王が、娘と弟を有しており、その娘は息子を生んでいる。国王が死去した時息子は残されていない。このようにして死去した国王の王国は、娘または娘の息子に継承されるのか、あるいはまた国王の弟に継承されるのかが問われる。[2]

(1) このタイトルの後半部分は、「諸王国の継承におけるその至高の評価」(ejus censura in successione regnorum suppreme) と書かれているが、前出「覚書」における「最上位の王国における継承権」(jus succedendi in sup-

premis regnis)、「上位のものを知らないある王国」(regnum quoddam superius nesciens)、「最高の諸王国における継承権」(jus succedendi in suppremis regnis) なる表現、あるいはすぐ後の「世俗的事項において上位者を認めない国王」(rex superiorem in temporalibus non recognoscens)、また後述第一〇章における「上位のものを知らない王国」(regnum quod superiorem nescit) なる表現等から、supremaはsupremorumの誤りであって、「評価」ではなく「王国」を形容しているものと判断される。

(2) 欄外に「設問」との註記あり。

第一章　ここで著者は、その執筆の理由を示す。

この問題は、短い言葉で提起されてはいるが、僅かな議論によっては解決され得ないと考えられる。というのは、この問題が尋ねているのは、最高の頂に属する権利、最高の権能に属する権利、人間の心が地上において最も望むものに属する権利だからである。哲学者〔アリストテレス〕いわく、「我々はあらゆるものを愛する。しかしより以上に、支配することを愛する」、と。[1] 天使は高みを熱望し、人間の中で最初の者 (prothoplastus) もそのようにした。それは、その者が支配することの欲望をそのすべての子孫達にまき散らしたために、威厳に対する野望によって毒されていない者がほとんど見い出されない程である。

したがって、[2] 今問われている真理を、あらゆる誤りのヴェールを取り去って、純然たる光輝く状態で明らかにすることは、ああ、何と敬虔で神聖なことであろうか！　何故なら、それについて無知であるという闇の中で、この世界全体に広がったかくも多くの戦争の危機、かくも多くの国内での争い (bella civilia) が、[3] この上なく高貴なフランス王国とイングランド王国において拡大したどころか、きわめて多くの他の地方においてもまた、もっぱらこの真理の裁きのために抜かれた血塗られた剣が幾多の人々を呑みほしてきたからである。

それ故、この真理は、もしそれが疑いの余地のない定義によって明らかにされるのであれば、神の導きによって、すでに開始されている少なからざる戦争を鎮めるであろうし、これから開始されるであろう同様の戦争の原因を取り除くのである。こうして、平和が諸王国の間でより強化され、この種の戦さによって非常に長い間弱められてきた教会の力は通常以上に回復して、その敵とより力強く戦うこ

とになるであろう。

かくして、この真理の探究は、前述の問題を提起している者の知識によっては測ることができないのではあるが、それにもかかわらず、この者はこれ程善きことの願いによって刺激され、また「私はこの世で精神を除いては驚異すべきものは何も見たことがない。それの偉大さに比べれば、偉大なものは何もない」と述べているこの上なく道徳的なセネカの言葉を思い起こして、[4] また神の御加護――その恩寵は、謙虚に哀願されれば、必要な時には誰にでも与えられないことのないものである――を信じて、重いとはいえ、この仕事に以下のような形で着手するのである。

(1) 『著作集』版の編者チチェスタ・フォーテスキュー（以下「編者」と略）によれば、この引用はアリストテレスの著作中で確認されていないが、これに似た文章はある。『政治学』第七巻第一四章第一七節「人間の大多数の者は多くの人々の主人たることによって幸運の基たる豊富な財源がもたらされるので、そのことを切に求める」（アリストテレス全集第一五巻、山本光雄訳、岩波書店、一九六九年、三一三頁）等を参照。フォーテスキューが利用していたと考えられる一五世紀に作成されたアリストテレスからの引用句集（Auctoritates Aristotelis）の中には当該句は存在しないようである（*The Works*, p.355）。本引用句集については、前掲『イングランド法の礼賛について』（一）、四五頁註（二）、五二頁註（一）を参照。また、「哲学者」（Philosophus）がアリストテレスを指すことについては、ジョン・オヴ・ソールズベリの次の言を参照。「都市（Urbs）がローマを、詩人（Poeta）がマローを描写するのと同じように、哲学者の名称（philosophi nomen）は、それを使用している人達の見解によれば、アリストテレスに関して用いられている」（*Polycraticus*, VII, 6, ed. by J.A.Giles, *Joannis Saresberiensis Opera Omnia*, 1848, vol.4, p.100）。

(2) ランベス写本・『著作集』版共本論の各章の中では段落を設けていないが、あまりにも長い場合が多く、本邦訳においては適宜段落で区切っておいた。

(3) 編者はここに註を付して、一九世紀を代表する著名な国制史家W・スタッブズから以下の教示を得たと記している。すなわち、「あなたの先祖〔ジョン・フォーテスキュー〕が言及している継承戦争については、彼は若干記録されている以上のことを言っているように思われる。と言うのは、私は、フランスにおけるイングランドの戦争とばら戦争を除いては、彼が考えているような継承問題に起因する大きな戦争が彼以前の時代にヨーロッパにおいて存在していたとは思い起こせないからである。彼の言葉によって、〔ヘンリ一世の甥〕スティーヴンと〔ヘンリ一世の娘〕マチルダの間での戦争は除かれる。ドイツと北方に

おいてそのような継承戦争が存在しなかったことは確かである。スペインとイタリアに先例を求めるのは、無理に思われるであろう。しかもスペインにおいては、確実に女子の相続権は無条件的に確立していた。シチリアにおいては、一一八九年から一一九二年に、〔グリエルモ二世の従弟〕タンクレーディと〔ホーエンシュタウフェン家の〕ハインリッヒ六世の間で、女子相続人の権利が絡んだ戦争が生じていた。しかし、そこでの権利主張は、嫡出の問題のみならず簒奪の問題によってもまた紛糾させられた。私が考えるに、真の先例があるとすれば、それはフランスの公と伯の歴史の中に求められるべきであろう。彼等は、封の取扱、男子と女子の取扱、代襲相続の承認において様々だったからである。そして恐らくそこから我々は、サー・ジョン・フォーテスキュー自身の時代に進行していたミラノをめぐっての北イタリアでの小さな争い等に目を向けることができるであろう。しかし、それらのうちのいずれも大きな戦争と呼ぶことはできず、私の気持としては、彼の言葉は早まった一般化であると考えたい。私は、彼の言っていることはレトリックであると確信している」、と（*The Works*, p.355）。

（4）『道徳書簡集』第八書簡五（茂手木元蔵訳『道徳書簡集(全)――倫理の手紙集――』、東海大学出版会、一九九二年、二〇頁）。

第二章　これは法に属する問題ではあるが、著者は他の諸分野の援助を拒むものではない。

上で問題とされたことは法のみに属するが故に、その解決はより多くのまた面倒な諸学問による判断を要求するものではない。それを決定できるのは、法のみである。病気を癒すことができるのが医学だけである時に、治療を求める病人で数学者に相談する者がいるであろうか。あるいは、土地に種を蒔くことを望んでいる農夫で哲学者の判断を期待する者がいるであろうか。というのも、技が十分それについて彼に教えることができるからである。

それにもかかわらず、自然哲学は農夫の技より繊細に種の性質と耕作されるべき土地の性質を調べるものであるし、また、天文学者は医者よりも確実に惑星の軌道を知っており、それによって病んでいる者の病は重くなることもあれば癒されることもあるのである。このように、病んでいる者も技術者も、もし彼等が相談するのであれば、それらの助けによってなそうとしていることをより確実に成し遂げることができるのである。同じように、我々の問題の処理が専ら委ねられている法もまた、もし他の学問の援助によって支えられるならば、より確実にまたより十分な権威

によって、この争いを論じることができるであろう。何故なら、他の技によってどこかで支えられることのないような分野は存在しないからである。

それ故我々は、この論争において、法による評価を――そこでは他の諸分野による援助を拒まないという形で――問うのである。そして我々は最初に、いかなる法がこの論争に決着をつけるのに十分であるかを吟味してみよう。

第三章　この問題の解決は、カノン法あるいはローマ法以外の法を必要とする。

皇帝の臣民を最も強固に結び付けている皇帝法（leges imperiales）は、明白かつ頗る見事な方法でこの問題の要点を取り出して描出することができるのではあるが、しかしその権威によってこの問題に絶対的に決着をつけることができるとは思われない。何故なら、〔この問題の〕当事者達は、皇帝の支配には全く服していない王国に関して争っているからである。

聖なるカノンもまた、この問題の要点に関係し得る判断で最も満ちてはいるが、しかしキリストの花嫁たる教会は天上に注意を向け、より高い選任に属する事柄、すなわち霊的事項に専念して、家事の世話をする家父の妻のやり方にならって、外部のことに関わることを常とはしていないが故に、このような世俗的問題の論議にはこれまで汗することがなかったのである。

したがって我々は、この問題においては〔ローマ法およびカノン法以外の〕他の法の定めを探究せざるを得ないのである。それを行うために我々が選ぶのは、以下に続くような叙述の方法である。

第四章　モーセの手を介して律法が与えられるまで、自然法のみが世界を支配していた。

人類は、楽園から追放されて以降、イスラエルの人民がシナイ山においてモーセの手を介して主から律法を受け取るまでずっと、自然法によって支配されていた。聖アウグスティヌスの著作『神の国』第一五巻および第一六巻から計算されるように、[1] その間三六四四年以上が経過している。またヨセフスも、その古代史に関する著作においてほぼ同様の計算をしている。[2] 彼の主張によれば、その全期間は自

然法の時代と呼ばれている。そして、それに続くキリストの降誕までの期間は与えられた律法の時代と、またそれ以後現在までの全期間は恩寵の時代と呼ばれるとしても、しかし自然法そのものはこれら後に続く期間の間に絶やされたわけではなく、この全期間にわたって存在し続け、今なおその力と効果を保っているのである。

主もまた自然法を確証し、『マタイによる福音書』第七章において次のように述べて、自然法が遵守されることを命じているのである。すなわち、「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい。これこそ律法と預言者である」、と。[3] カノン法もまた、〔『グラーティアーヌス教令集』第一部〕第一分節第一法文において次のように述べて、主がこのように宣言して保持することを命じた法が自然法であることをはっきりと宣言している。[4] すなわち、「自然法は律法と福音書に含まれているものであり、それによって誰であれ自らにしてもらいたいことを他人にすることを命ぜられ、また自らにして欲しくないことを他人に加えることを禁じられるのである」、と。[5] 何故なら、〔後段で述べられている〕このような禁止の言葉は福音書の中で明確に述べられているわけではないが、しかしそれらは福音書において暗黙の中に含意されているからである。と言うのも、相反するものの中の一方の命令によって他方が禁止されることは必然だからである。[6]

さらに、自然法がこの世を秩序立って（civiliter）支配することができるにもかかわらず、福音書の中でかくも僅かな言葉によって描かれているとしても、驚くには値しない。何故なら主は、僅かな言葉で語ることによって、律法全体と預言者が最高の二つの掟に基づいていると述べているからである。[7] さらに使徒〔パウロ〕は、もっと僅かな言葉によってこれらすべてのことを把握して、次のように述べているからである。すなわち、「愛は律法を全うするものです」、と。[8]

(1) 服部英次郎・藤本雄三訳『神の国』（岩波文庫版、一九八六年）（四）、四三頁以下参照。但し、「三六四四年」という計算は確認できない。

(2) 秦剛平訳『ユダヤ古代史』（ちくま学芸文庫版、一九九九年）（一）、四八頁以下参照。但し、アダムの誕生から洪水までの二二六二年（同四八頁）、それからアブラハムの誕生までの九九二年（同六七頁）、さらにカナン到着までの七五年（同七〇頁）、出エジプトまでの四三〇年（同二三二頁）を合計すると、三七五九年となる。岡崎勝世『聖書 vs. 世界史――キリスト教的歴史観とは何か――』（講

談社現代新書、一九九六年）一二―三頁も参照。

(3)『マタイによる福音書』七、一二。『ルカによる福音書』六、三一、『トビト記』四、一五も参照。

(4) D. 1 dict. ante c.1. 以下『グラーティアーヌス教令集』からの引用に際しては、フリードベルク版（*Corpus Iuris Canonici, Tom I, Decretum Magistri Gratiani*, hrsg. von E. Friedberg, 1879）を参照した。また、引用方法は最新のそれによる（Brundage, J. A., *Medieval Canon Law*, 1995, p.193）。

(5)『著作集』版の alio はランベス写本では alii である。

(6)『著作集』版には alii が欠落している。

(7)『マタイによる福音書』二二、三七―四〇「イエスは言われた。『「心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい」。これが最も重要な第一の掟である。第二も、これと同じように重要である。「隣人を自分のように愛しなさい」。律法全体と預言者は、この二つの掟に基づいている』」、参照。

(8)『ローマの信徒への手紙』一三、一〇。『ガラテヤの信徒への手紙』五、一四「律法全体は、『隣人を自分のように愛しなさい』という一句によって全うされるからです」も参照。

第五章　自然法は他のすべての人法にまさっている。

旧訳聖書および新訳聖書のすべての法は、この自然法を承認して、決してそれを減ずることがなかった。主は、その残りの法についてと同様自然法について次のように述べているからである。すなわち、「私が来たのは、法を廃止するためではなく、完成するためである」、と。[1] しかも、もし人法と呼ばれる他の何らかの法が存在するとするならば、自然法がそれらを定めているのであり、あるいは自然法の権威によって、自然法を補うものとして、それらは存在するのである。

何故なら、皇帝達の様々な法において、皇帝の規定（principum placita）、元老院議決（senatus consulta）、トゥリブス民会議決（plebiscita）、同様にローマ市民の法（leges Quiritum）、軍隊の法、海軍の法、取引の法等々かくも多くの名称で呼ばれている、かの一群の法全体がそうであるように、人によって立てられた法はすべて慣習法（consuetudines）か制定法（statuta）であり、人の慣習法あるいは立法（constitutio）がこれらすべての法（jura）を生み出したが故に、慣習法と立法の卓越性および自然法の威厳について、聖なるカノンは〔『グラーティ

アーヌス教令集』第一部〕第八分節「いかなる法によりて」の法文末尾において、我々に以下の言葉で教示しているからである。[2] すなわち「しかして、威厳の点で自然法は慣習法および立法に優位する。と言うのも、習慣によって書かれたもの、[3] あるいは文書によって理解されたものは何であれ、もし自然法に反するのであれば、無効で効力のないものとされるべきだからである」、と。

第八分節全体がこの命題のために置かれているのみならず、後続の分節すなわち第九分節全体もまた同様である。さらに、自然法について第五分節第一法文には次のように書かれている。[4] すなわち、「さて、自然法と他の法の違いに戻ろう。自然法は、時間の点でも威厳の点でも他のすべての法の中で第一の地位を占めている。何故なら、自然法は理性的被造物の最初から存在し、時の経過と共に変化することなく、不変のままに留まっているからである」、と。註釈はこのテクストを是認して、次のように述べている。すなわち、「もし何かが自然法に反するのであれば、それは不正である。何故なら、自然法に対しては、いかなる特免も存在しないからである」、と。この註釈は、自然法は自然の衡平であると付言している。[5]

一般的な名称ではローマ法と呼ばれている皇帝法は全体としてこのような自然法に仕えており、さらに諸王のあらゆる法もまた、自然法に〔上で〕示されているごとくに従属させられている立法や慣習法を超えて何かを含むとするならば、それを君公の権威によってではなく、この世のあらゆる権力にとって共通のものとして示されている自然法の力のみによって、あたかも借用しているかのごとくに受け取っているのである。

他のすべての人法が服従し、カノン法もまた、前述のごとく、賞揚しているばかりか、第一分節第一法文「あらゆる」において神法であるとも言っている[6]この自然法は、ああ、いかに偉大で、かつあらゆる称賛によって賞揚されるべきものであろうか！　そして実際、自然法は神法なのである。何故なら、聖トマスが〔『神学大全』〕第二―一部第九六問題第二項で述べているように、[7] 自然法とは理性的被造物における永遠法の分有に他ならないからである。自然法の下で王の権力が開始し、また自然法の権威と力によってあらゆる正しき王はこれまで統治してきたし、今なお統治しているのである。

しかしながら、著者が不毛なものを言葉によって実らせようとしていると思われないために、正しき王達の中で誰が自然法のみの下で支配したか、さらに誰が最初に王の高

みを手に入れたのかを説明するのが適切である。と言うのも、経験は少なからざる信義を議論に提供するからである。ヴァローが、「あなたが述べるであろう事柄の例を増やすことは、優れた教え方である」と言っているように。[8] すなわち、仮に自然法が一人の正しき王を生み出していたとするならば、自然法が複数の正しき王をも生み出し得ていたということは疑うべくもないからである。また、悪しき樹木は善き果実を実らせることはできないが故に、我々は自然法の果実から自然法をより十分に認識するのである。「あなたがたは、その実で彼らを見分ける」と、主が述べているが故に。[9] さらにもし、王のうち最初に生まれた者が自らが自然法の息子であることを容認するのであれば、彼はその場合に、自らの弟たる王達が〔また〕自然法の息子であることを示すことになるか、さもなければ、彼等が彼にとって真の肉親ではないということを正当にも述べることになる。

それ故、これらのことに関して聖書あるいは聖なる博士達が何を教えているかを調べてみることが、今や適切なのである。

（1）『マタイによる福音書』五、一七「わたしが来たのは律法や預言者を廃止するためでだ、と思ってはならない。廃止するためではなく、完成するためである」、参照。

（2）D. 8 d. post c.1.

（3）「書かれたもの」(scripta) は、フリードベルク版では「受け入れられたもの」(recepta) である。

（4）D. 5 d. ante c.1.

（5）この『グラーティアーヌス教令集』に対する「註釈」とは、ヨハネス・テウトニクス (Johannes Teutonicus) によって一二一六年頃執筆され、一二四五年頃補訂された『標準註釈』(glossa ordinaria) のことであろう。

（6）D. 1 c.1（イシドルス）.

（7）稲垣良典訳『法（旧法）』、創文社、一九七七年、一一一頁。

（8）編者によれば、「ローマ人のうちで最も学識ある者」という称号を獲得したテレンティウス・ヴァロー (Terentius Varro, B.C. 116-B.C. 28) のここでの引用は、それ自体些細なものであっても、フォーテスキューの読書の性質と広がりを示すものとして注目に値する。しかし、彼がヴァローの著作に直接親しんでいたと考える必要はなく、彼が引用している言葉は一三世紀のドミニコ会士ボヴェーのウィンケンティウス (Vincentius Bellovacensis, c.1190-1264) の『歴史の鏡』(Speculum Historiale) 第五巻第五九章（ウィンケンティウスはこの作品中にヴァローに帰している命題集を入れている）と『王家の子女の

教育』(Eruditio Puerorum Regalium)〔『王家の息子達の教養について』(De Eruditione Filiorum Regalium)〕の第三章の中に見い出される(*The Works*, pp.347, 356)。ウィンケンティウスについては、後出第八章の註(5)も参照。また、K・リーゼンフーバー(酒井一郎訳)「ボヴェーのウィンケンティウス」、『教育思想史Ⅳ——中世の教育思想(下)』(東洋館出版社、一九八五年)二二五頁以下にその生涯と著作についての解説がある。

(9)『マタイによる福音書』七、一六、二〇。

第六章　メルキゼデクは自然法の下でのみ王とされた。

この世の第三期が始まった始祖(patriarcha)アブラハムの時代に[1]、ファラオがエジプトの王であったこと、アビメレクがパレスチナにあるゲラルの王であったこと、さらに——今の王達がそうであるように——それぞれの王国を有する他の幾多の王達が存在していたことを、『創世紀』は我々に詳細に伝えている[2]。すなわち、第一四章には次のように書かれている。アブラハムが、それまでにソドム人達および他の場所の五人の王達を打ち負かしていた四人の王達を打ち負かした戦いから王の谷であるサレムの谷まで帰って来た時、サレムの王が彼を出迎えた、と。彼については同所で以下のように書かれている。「いと高き神の祭司であったサレムの王メルキゼデクも、パンとぶどう酒を持って来た。彼はアブラハムを祝福して言った。『天地の造り主、いと高き神にアブラハムは祝福されますように。敵をあなたの手に渡された、いと高き神がたたえられますように』。アブラハムはすべての物の十分の一を彼に贈った[3]」、と。その後、サレムの町はイエルサレムと呼ばれ、前述の谷はイエルサレムへと続く道となった。これについては、ヨセフスが『古代史』第一巻で述べている[4]。

これらすべてのことが、人類が自然法の下で支配されていた時代になされたこと、また言われていることは疑うべくもない。ああ、このような『創世紀』の言葉は、どれほど聖寵(sacra carisma)と我々の信仰の最初の経験(rudimentum)によって豊饒にされていることか！　聖なる歴史は、この正しき者を単に王の名によって称えるだけでは満足せず、彼の卓越さのより大きな美徳と栄光のために、彼をいと高きお方の祭司(sacerdos)と名付けることによって、彼が祭司の頂点の威厳によって輝くようにさえ知らしめているのである。ああ、これよりも大きな秘蹟

が存在するであろうか！　王の名誉によって飾られ、それまで自然法の下で暮らしていた神の祭司が勝利者にパンとぶどう酒を差し出すというのであるから。この者〔メルキゼデク〕よりも信仰厚く、より正しく、より神聖な者が誰か見い出され得たであろうか。この者は、いと高きお方が恩寵なしには決して置き去りにしなかった自然法のみの下で神を知り、神が天と地の創造主であり、また神が――その恩寵なしには偉大な戦いの行為が勝利を収めなかった程に――人間の行いを支配していることを認めたのであるから。この者は次のことに値したのではないか。すなわちそれは、偉大なる始祖〔アブラハム〕が十分の一を彼に与えることによって、十分の一が祭司達に、さらにはむしろ神に、恰も継続的な供犠として、人間によって差し出されなければならないということに形を与え（formare）たというよりは創始し（initiare）たということである。アブラハムの孫である始祖ヤコブもまた、『創世紀』第二八章において、神が彼に与えられるすべてのものについて自らがそのようにすることを約束したのである。[5] しかし、以上のことは他ならぬイエルサレムへと続く道であるサレムの谷において〔生じたの〕であり、そこではその後真の秘蹟が形式的にではなく現実に、恩寵の法の時代に溢れ出たのである。

今や我々は、自然法の下に正しく支配している王、自然法を除いては――当時いかなる人法も存在していなかったのであるから――いかなる他の人法もそのイムペリウムを基礎づけていない王、主の祭司でもあったことをここで聖書が確証しているのみならず、彼が正しくその職務を果たしていることを預言者が認めた王を、見い出していないであろうか。と言うのも、キリストに関して預言者は次のように述べたからである。「あなたこそ永遠に、メルキゼデクと同じような祭司である」、と。[6] すなわち預言者は〔モーセによって〕与えられた律法の時代に最高の祭司とされていたアロン[7]と同じようにとは言わずに、自然法の時代に祭司とされたメルキゼデクと同じようにと言っているのである。見よ、以上から、自然法はどれ程の称賛によって賞揚されていることであろうか。

やがて、ここから正しき人を祭司と呼ぶ習わしが成長し、それ故に『出エジプト記』第一八章において、モーセの親戚エトロ[8]もまたミディアン人の祭司と呼ばれたのである。さらにローマ法も、法を定義して次のように述べているのである。すなわち法とは、「善と衡平の術であり、そのために人は我々を祭司と呼ぶ[9]」、と。

さて今や、私が間違っているのでなければ、神の恩寵が無用のものとしなかった自然法が正しき王を正当に立てたということが明瞭に示された。したがって我々は、自然法の力を正しく知ったのであり、また我々は、人間が自然法に身を委ねることを欲する限り、自然法が今後も同様になしうるということに疑いを挟むことはありえないであろう。何故なら、自然法の力が永遠であることを前述のカノンは確証しているからである。しかしながら、我々は上述において、自然法の下で誰が最初支配したのか――メルキゼデクはその者ではなかったと考えられている――を探究すると約束したのであるから、これについて聖書がどのように述べているかをより確実に調べることを、約束の義務が要求するのである。

(1) 第一期はアダムから洪水に至るまで、第二期は洪水からアブラハムまでである。アウグスティヌス『神の国』第二二巻、岩波文庫版（五）、四九四頁参照。
(2) 『創世紀』一二―二〇、参照。
(3) 『創世紀』一四、一八―二〇。
(4) 『ユダヤ古代誌』、ちくま学芸文庫版（一）、七七―七八頁、参照。
(5) 『創世紀』二八、二二、参照。
(6) 『ヘブライ人への手紙』七、一七、参照。
(7) 『出エジプト記』二九、四四、『レビ記』八―九、参照。アロンはモーセの兄であり、イスラエル初代の大祭司。
(8) 『出エジプト記』一八、一、参照。エトロは、モーセの妻ツィポラの父。
(9) Degesta, 1, 1, 1（ウルピアーヌス）.

第七章　ニムロドが王国を手に入れた最初の人物であったが、しかし彼は王ではなかった。

聖書の歴史は、前述の九人――そのうち四人が五人を打ち負かした――の王以前には、いかなる者も王の名によって呼んではいない。しかし、『創世紀』第一〇章には次のように書かれている。[1] すなわち、「クシュにはまた、ニムロドが生まれた。ニムロドは地上で最初の勇士となった。彼は、主の御前に勇敢な狩人であり」[2]、と。また、少し後には次のように書かれている。すなわち、「彼の王国の主な町は、バベル、ウルク、アッカド、カラであり、それらはすべてシンアルの地にあった。彼はその地方からアッシリアに進み、ニネベとその町の道路を建設した」[3]、と。

見よ、我々は最初の勇士と最初の王国を見い出すが、我々はこれまでのところ、統治している者あるいは王の名によって刻印される者は見い出していないのだ。他方、その王国はその勇士の王国であった。聖書は、バベルが彼の王国の主な町であったと述べているからである。だが、この王国の持ち主は王の名に値してはいなかった。何故なら、王（rex）とは、換称によって（antonomatice）支配する（regere）ことからそのように呼ばれ、しかも支配することは正しいこと（rectum）に発しており、それ故に正しく支配しない者は、たとえ力によって人民を迫害しながら支配するように見えたとしても、王の名を正当に手に入れることはないからである。神の御前に狩人であった勇敢なニムロドがそれであった。彼は、狩人が野獣の破壊者であって支配者ではないごとくに、〔『グラーティアーヌス教令集』第一部〕第六分節末尾に書かれているように、[4]すなわち人間の迫害者であり、破壊者だったのである。[5]アウグスティヌスは、『神の国』第一六巻において、[6]このニムロドを巨人であるとも呼んでいる。しかし、このように迫害し、しかも支配しない者は、人間の前では王として現われるとしても、主の御前では狩人以外の何者でもないのである。同様に、暴君もまた王として立てられたのではあるが、統治の注意を怠ってニムロドにならって習慣づけられた時、王の名を捨て、同時に暴君の名を身に付けたのである。

それ故に、しばしば人民は暴君に対して反乱を起こして、自分達は王を殺害したのではなく、自分達を防御するために暴君を殺害したのだと言うのが常である。ローマの人民がネロを殺害した際がそうであったし、[7]また元老院はドミティアヌスを殺害した時自らが正当に防御したと述べたのである。[8]それ故に、〔マルクス・〕トゥリウス〔・キケロ〕は、『義務論』第三巻において「暴君を殺害することは、ローマの人民にとって犯罪であるとは思われていない。ローマの人民は、すべての立派な行いの中で、それをもっとも名誉あることと考えているのである」、[9]と言っているのである。

しかし、これらの人々の、また類似の人々の殺害がこの世にとって意味のあるものだったとしても、これをなすことはいかなる者にも許されてはいなかった。とりわけ次のような臣民、すなわち主が、その当然受けるべき報いの故にしばしば無慈悲な（discrus）[10]王を立てた臣民の場合にはそうである。主は、預言者ホセアを通して次のように述べている。「怒りをもって、わたしは王を与えた」、[11]と。また主は、『エレミア書』第二五章において、罪を犯したイ

スラエルの人民を迫害したネブカドレツァルを自らの僕と呼んだのである。[12] さらに、「汝殺すなかれ」と一般的に述べている法は、判決なしに誰かが殺害されることを許すものではない。他方――その者の殺害が人民にとって善きことであるのみならず望ましいことでもある――暴君は、人民によって殺害されないように気を付けなければならない。ホメロスが「復讐に向けた怒りは蜜よりも甘い」と言っているからである。[13] しかし、むしろ人民は暴君であるとはいえ王を殺害することを恐れるべきである。何故なら、ニムロドのように王の名に値しないとしても、それにもかかわらず、ニムロドが所有していたバベルが彼の王国と呼ばれていたように、王国は彼のものだからである。また他方、躓き（scandalum）が生ずることが必然であるとしても、それをもたらす者は不幸であると福音書は述べているからである。[14]

とはいえ確かに、正しく考える人々にとっては、聖トマスが「暴君達の支配は長く続かないのが常である」と述べていることは、[15] 迫害者達に耐えるために少なからず資するものである。これについてアリストテレスは、その『政治学』において、多くの暴君を列挙して、彼等の支配がすべて短命で終わったことを立証している。[16] それ故、かの著名な道徳家セネカは、アリストテレスを称賛して、簡潔に「嵐は持っている力が大きいほど、その時間は短い」と主張しているのである。[17]

さて、我々は最初の王国とその支配者を見い出した。しかし我々はまだ、最初に王位に就いた者あるいは最初の王と呼ばれた者を見い出してはいない。そして、その者の王国を説明している聖書がその者の名を記憶すべきものとすることを嫌ったのであるから、その者の行いは、その王国のようには記憶に値するものではなかったと考えられる。とはいえ、我々は最初の王の名が何であったかを探究すると約束したのであるから、聖書がそれを黙して語らない以上、またディオドルス・シクルスが『古代史』第一巻で「いかなる歴史家もそれを伝えていない」と述べている以上、[18] 我々としてはそれを聖人達の中の誰かから探り出すよう試みよう。

（1）　編者は sic を引用の中に含めているが、『創世紀』の該当箇所には sic は存在しない。「次のように」の意味であろう。

（2）　『創世紀』一〇、八―九。

（3）　『創世紀』一〇、一〇―一一。但し、フォーテス

キューはヴルガタ版に依拠しているが、『新共同訳』では「カラ」が省かれ、また「ニネベ、レホボト・イル、カラ、レセンを建てた」となっている。

(4) D. 6 d. post c.3.

(5) 編者はここで、「力で押し入る王達に関しては、彼等は確かにいかなる権利をも推定する前額部（forehead）を持ち得ない。彼等は、海賊がアレキサンデルに対して言ったように、単に公けの、より堂々とした盗賊であるにすぎない。確かに彼等は、偉大な狩人、天罰たるニムロドのごとき人々である」という一七世紀の著名な政治思想家ジェイムズ・ハリントンの言を紹介し、ニムロドは一七世紀に到るまで統治について論ずる人々にとってトピックであり続けたという（*The Works*, p.356）。フォーテスキューは『イングランド法の礼賛について』第一二章でもニムロドに言及している。前掲邦訳（一）、五五頁、参照。

(6) ランベス写本には第一五巻と書いてある。岩波文庫版（四）、一三〇頁、参照。

(7) ネロ帝（在位五四―六八年）は、元老院によって国家の敵と宣言され自殺した。

(8) ドミティアヌス帝（在位八一―九六年）は、皇后ドミティアと廷臣の共謀により、解放奴隷によって殺害された。

(9) 高橋宏幸訳『義務について』第三巻第四（一九）（『キケロー選集　九』、岩波書店、一九九九年）二八八―二八九頁。

(10) 編者によれば、このdisculusなる語が不分明であるが故に、ロード写本（前述「はしがき」註(12)参照）ではimprobusという語が用いられているが、しかしこの語は、『ペトロの手紙　一』二、一八の「善良で寛大な主人にだけでなく、無慈悲な主人にも」（non tantum bonis et modestis sed etiam discolis）に見い出される（*The Works*, p.356）。

(11) 『ホセア書』一三、一一。

(12) 『エレミア書』二五、九。

(13) 『イーリアス』第一八書一〇九（呉茂一訳、岩波文庫版（下）、一九五八年、一一一頁）。

(14) 『ルカによる福音書』一七、一「イエスは弟子達に言われた。『つまずきは避けられない。だが、それをもたらす者は、不幸である』」、参照。

(15) 編者によれば、典拠はアクィナスの『君公の統治についてキプロスの王に宛てた論』（Ad Regem Cypri de Regimine Principum）（以下『君公統治論』と略）である。以下において明らかになるように、フォーテスキューは他のいかなる権威にもまして本書に依拠している。「キプロスの王」とは、リュジニャン家（ポワトゥー出身の貴族家系で、キプロス王（一一九二―一四七五年）およびエルサレム王（一二六九―八四年）を兼ねた）のユーグ二世（在位一二五二―六七年）ないしユーグ三世（在位一二六七―八四年）である。本書は、相当程度アリストテレスの

『政治学』に依拠している（*The Works*, p.356）。もっとも近時の研究によれば、アクィナスはせいぜい本書の最初の部分を書いたにすぎず、第二巻第四章以下は一三〇〇年頃ルッカのプトレマエウス（トロメーオ）（一二三六―一三二六年）の手によって書き継がれたものであることが明らかにされている（Ptolemy of Lucca, *On the Government of Rulers: De Regimine Principum, with portions attributed to Thomas Aquinas*, translated by James M. Blythe, 1997, pp.1ff.）。本書のフォーテスキューに対する影響については、*ibid.*, pp.45-47を参照。ここでフォーテスキューが引用しているのは、『君公統治論』第一巻第一一章八（Blythe, *op.cit.*, p.90）と思われる。なお、本書については邦訳が存在するが（上田辰之助訳『キプルス王に上り「君主の統治」を論ずるの書』、臨川書店、一九七八年）、参照することができなかった。

(16) 『政治学』第五巻第一二章（全集版、二四六頁）。但し、アリストテレスが論じているのは僭主制と寡頭制であって、暴君ではない。ここでフォーテスキューが依拠しているのは、『君公統治論』第一巻第一一章九（Blythe, *op.cit.*, p.90）と思われる。

(17) 『自然研究』第七巻九、三（茂手木元蔵訳『自然研究（全）――自然現象と道徳生活――』、東海大学出版会、一九九三年、二七九頁）。

(18) 編者によれば、典拠はディオドルス・シクルスの『古代史』第一巻第四四章および第四五章である。また同書第二巻第一章には後出のニヌスについて書いてある（*The Works*, p.347）。クライムズによれば、フォーテスキューは、有名なギリシア学者であったポッジオ・ブラッチオリーニ（Poggio Bracciolini, 1380-1459）によってギリシア語からラテン語に翻訳されたディオドルスの『古代史』（一四七二年にボンで公刊）を知っていた。この翻訳を彼が知り得たのは、おそらく一四一八年から一四二二年にポッジオがイングランドを訪問した際に直接ポッジオと接触していたためであろうとクライムズは推測している。『イングランド法の礼賛について』（一）、五八―五九頁、参照。

第八章　王と呼ばれた最初の人物はベルスであり、彼はアッシリア人達の首都バベルにおいて統治した。

聖アウグスティヌスは、『神の国』第一六巻第一七章において、[1] 次のように述べている。「アッシリアにおいては不信仰な都市の支配が優勢であった。その首都はバベルであった。バベルとは、この地に生まれた都市にとってこの

上なくふさわしい名、すなわち混乱であった。[2] そこにおいて、最初の王として六五年間[3]そこで統治していた父のベルスの死後、今やニヌスが統治にあたっていたのであった。さて、父の死によって王位を継承することになった息子ニヌスは、五二年間統治したのであったが、アブラハムが生まれた時は、王位について四三年目にあった。それは、西方におけるいま一つのバベルとでもいうべきローマ[4]の創建のおよそ一二〇〇年前のことであった」、と。

見よ、ニムロデがバベルの王国を手に入れた最初の人物であったが、しかしそこで最初に統治したのはベルスであったと、この書物は述べているのである。それ故、暴君の最初の人物であったニムロデが有していたように王国を有することと、王の最初の人物であったベルスがいずれにせよおこなっていたように統治することとは、別のことなのである。

今や我々は、最初の王を――聖書が彼の名を記憶にとどめようとする程には、行いにおいて顕著ではなかったのであるが――ベルスの名の下に見い出すのである。ウィンケンティウスは、彼のことを、『君公の道徳的教育について』という書物において、ベルス・ニムロデと呼んでいる。[5] ベルスの息子ニヌスは都市ニネベを建設し、自らの名によって刻印した。それ故、『創世紀』はシンアルの地からアッシリアが出てニネベを建てたと述べているのであるが、[6] ニヌスからニネベと呼ばれているのである。すなわち、〔ノアの最初の子である〕セムの系列から出た〔アッスルに由来する〕[7] アッシリアは、その最初の建設の後大分経ってから、〔ノアの末子である〕ハムの系列から出たニムロデの王国を手に入れ、ニネベを建設すなわち拡張し、その王国がアッシリア人達の王国と呼ばれているのである。この王国は長い間この世の最大の王国であった。[8] 以上のことは、アウグスティヌスの『神の国』第一六巻第三章に書かれている。[9]

(1) ランベス写本には第一九章と書かれている。岩波文庫版（四）、一八〇頁、参照。

(2) 『創世記』一一、八―九「主は彼らをそこから全地に散らされたので、彼らはこの町の建設をやめた。こういうわけで、この町の名はバベルと呼ばれた。主がそこで全地の言葉を混乱（バラル）させ、また、主がそこから彼等を全地に散らされたからである」、参照。

(3) ランベス写本・『著作集』版共七五年間と書かれているが、六五年間の誤り。

(4) 『新約聖書』においてバベルが、最も腐敗した異教都

市ローマ、キリスト教に敵対する世界勢力の中心地としてのローマの隠喩として用いられていることについては、例えば、『ペトロの手紙　一』五、一三を参照。

(5)　編者によれば、この一節はウィンケンティウスの『歴史の鏡』第一巻第一〇一章にも登場する（*The Works*, p. 348）。また編者はここで、ウィンケンティウスの『君公の道徳的教育について』と『王家の息子達の教養について』(De Eruditione Filiorum Regalium) の二作品に関して詳細な註を付している。それによれば要するに、『王家の息子達の教養について』は一四八一年にバーゼルで教父著作の印刷家として名高いヨハネス・アメルバックによって印刷された小さな論集（大英図書館蔵）の中に刊本があるのに対して、『君公の道徳的教育について』はいまだ写本しか存在しないという。この点に関しては、スタッブズの次のような見解も紹介されている。「この二つの著作を見て、私は次のことを発見した。第一に、『王家の息子達の教養について』は、フランス王〔ルイ九世〕の妃マルグリットに宛てられており、主として教育に関するもので、男子にも女子にも向いている。道徳的規律的教えを含んでいるが、政治は避けている。一四八一年にバーゼルでヨハネス・アメルバックによって印刷されており、現在ボドリアン図書館にある。アエギディウス・ロマーヌスの『君公の統治について』と共に綴じられており、五一章からなっている。第二に、『君公の道徳的教育について』は依然として写本の形で存在する。これはフランス国王ルイとシャンパーニュのシオバルドに宛てられており、成人向けの主として政治原理に関するものである。多くの歴史的・神学的事例によって説明されている。二八章からなり、マートン写本 (MS. Merton, no. 111) の中にある」。さらにフランスの書誌学者J―C・ブリューネの見解にも触れた上で、編者は次のように述べている。「このような権威ある二人によって描かれた書物〔『君公の道徳的教育について』〕は、大英図書館にもボドリアン図書館にもケムブリッジにも存在しないのであるが、そしてまた調べてみてもパリの王立図書館にもマザラン図書館にも見い出されないのであるが、恐らくフランスの図書館でカタログ化されないままどこかに隠されているのであろう」、と（*The Works*, pp.356-7）。しかし、その後一九六五年に、R・J・シュナイダーによって『君公の道徳的教育について』の校訂版（未公刊）が出されているようである（リーゼンフーバー、前掲論文、二五六頁註(30)、参照）。

(6)　『創世紀』一〇、一〇―一一。前章も参照。

(7)　『創世紀』一〇、二二。

(8)　『神の国』第一六巻第三章「(創世紀の) 記者は、アッシリア人のこの王国の名声のためにこの機会を利用してこのことに触れて通ったのであった」（岩波文庫版（四）、一三一頁）、参照。

(9)　ランベス写本には第一七巻第四章と書かれている。

第九章　洪水以前にカインの建てたエノクに王が存在していたかどうかは、疑わしい。

さて、洪水以前に人類が王を持っていたとは〔聖書には〕書かれていない。他方アウグスティヌスは、『神の国』第一五巻第二〇章において次のように述べている。[1] すなわち、『創世紀』で名前を挙げられているカインとその息子達がエノクの王であったということがありうる、と。[2] だがアウグスティヌスは、彼等が事実そうであったと断言しているわけではない。もし彼等が王だったとしても、しかも――諸王国の始まりにおいては多くの不正な者達が統治したのであるが――たとえ彼等不正な者達がその王国を興したとしても、このことは、我々が述べたこと、すなわち王国は自然法の下に正当に建てられたということにとって妨げとなるものではない。

何故なら、弟を殺したカイン自身都市を建てた最初の人物であり、同じように兄弟を殺したロムルスがローマ人達の都市をつくりだしているからである。[3] さらにカインは、土地に種を蒔くことを教えた最初の人物であり、彼の息子達は鉄に関する術、楽器を奏し家を建てる知識を最初に見い出したのであった。[4] さらにヨセフスが述べているように、カインが最初に重さと長さが測られるようにし、また地上に境界線を置いたのである。[5] カインとその息子達が最悪の人物であったとしても、それでもなお、彼等に由来しているものよりも、人間にとってより便利な何か、あるいはより正しくより称えるべき何かがなされ得たでろうか。我々は、悪い医者が我々に示す薬を拒むであろうか。あるいは、信仰心のない者が予示する真実を非難するであろうか。主は、カインとその子孫達を洪水の波で包んだが、他方彼等の良き発明物を水によって失わせることはしなかった。そうではなく主は、波から救った彼等の中の愛すべき正しき者達を、溺れさせた悪しき者達の発明物によって豊かにしたのである。かつて何か善きことでひどい悪によって消滅したものがあろうか。『伝道の書』第二章においてソロモンは次のように述べているのではないか。すなわち、「神は罪人に十分な難儀と注意を与えたが、それは集め積み御意に叶う者に引き渡すためである」、と。[6]

ああ、神の力のいかに大きいことか、また神の摂理――それは永遠法である――の卓越性のいかに偉大なことか！　それがために、善き人々のものである善のみならず、悪しき人々のものである善と悪のすべてが、善き人々の利

益に帰するのである。また、かつて不信心な者が犯したことで全体の恩恵に変えられないものはなかったのである。かくして、善が神を称賛し、あらゆる悪もまた神を称賛するのである。これらは、人間によって秩序を乱されたのではあるが、神の審判によって秩序立てられて、神の名誉を秩序正しく実現し、善き人々には善を与え、悪しき人々には正義を施す。このようにして、この世において天使と共に、「いと高きにおいて栄光神にあれ」と歌わないものは何も残されないのである。(7)

主は、『創世紀』第一七章において、アブラハムに対して次のように語ることによって、王の高みとその存在を称賛したばかりでなく承認もした。すなわち、「王となる者たちがあなたから出るであろう」、と。(8) また同所第二六章において、主は、パレスチナ人達の土地〔ゲラル〕に滞在していたイサクに対して、「わたしは、これらの土地をすべてあなたとその子孫に与え、あなたの父アブラハムに誓ったことを成就する」、と述べている。(9) さらに同所第三五章では、主はヤコブに次のように言っている。「あなたの腰から王たちが出る」、と等々。(10)

主が、自らにとって受け入れられ、また自らにとって特別である人民が彼等から生み出されると決めた時、これら父祖達〔アブラハム、イサク、ヤコブ〕に対して、かくも念入りにあらゆる恩恵――主はかくも大量にそれらを彼等に与えた――を恰も積み重ねるかのごとくに約束したことは、善きことではなかっただろうか。このようにして使徒もまた、あらゆる者に対してあたかも卓越せる者に服するごとくに王に服するよう命じた時、王の地位を承認したのである。そして、あらゆる人々が神に似れば似るだけ、それだけ一層良くなるのであるから――人々を支配することによって、あらゆるものを支配している神に似ている――王よりもより良くあるいはより神聖な者が誰かあり得ようか。以上のことを、聖トマスが君公の統治に関してキプロスの王に宛てて書いた書物の中での彼の意見から、拾い上げることができるのである。(11)

(1) ランベス写本には第二五章と書かれている。岩波文庫版（四）、八六頁参照。
(2) 『創世紀』四、一七、参照。
(3) 伝説によれば、紀元前七五三年にローマを建国した最初の王ロムルスは、双生児レムスを殺害している。
(4) 『創世紀』四、一九―二二、参照。
(5) 『ユダヤ古代誌』、ちくま学芸文庫版（一）、四一―二頁、参照。

(6)『コレヘトの言葉』二、二六「神は、善人と認めた人に知恵と知識と楽しみを与えられる。だが悪人には、ひたすら集め積むことを彼の務めとし、それを善人と認めた人に与えられる」、参照。
(7)『ルカによる福音書』二、一四、参照。
(8)『創世紀』一七、六。
(9)『創世紀』二六、三。
(10)『創世紀』三五、一一。
(11) 出典は、『君公統治論』第一巻第一三―四章（Blythe, *op.cit.*, pp.94-97）と思われる。

第一〇章　ここで著者は、上述のあらゆる王国が自然法の下に開始されたこと、また自然法によって所有されなければならないことを明らかにする。

このように王の権力は、たとえ悪しき人々によって創始されたとしても、善きものである。また王の権力は、たとえ洪水の前に始められたのであれ、あるいは洪水の後に初めて現われたのであれ、いずれにせよ自然法の下でのみ開始した。と言うのも、モーセの時代以前には人間によって一定の土地に導入された一定の慣習法以外には人法は存在しなかったのであるが、それらの慣習法は――慣習法というものは繰り返された行いと時間の長さだけから成長するものであって、それ故にそれは王の高みの始まりとなることはできなかったのであるから――王の威厳を開始することはできなかったからである。また君公達の立法は臣民のみを拘束するものであって、上位者を知らない王の高みを立てることはできなかったのである。とりわけそれらは、（『グラーティアーヌス教令集』第一部）第七分節第一法文に書かれているように、モーセの時代以降に由来しているからである。[1] さらにまた――人間のうちのある人々を王に高めた――人間の命令（ordinatio）は立法と呼ばれるに値するものではなく、自然法の所業である。

したがって、自然法のみが王の高みの起源を固めたのであり、ここから自然法が王の威厳をその後支配することができたかどうか疑問を挟むのは、愚かなことである。何故なら、支配することは形成することよりも小さい徳に属するのであるから。しかも、他ならぬ自然法が王の高みを基礎付けた後にそれを支配したということにも、我々は異を唱えるものではない。何故なら、それを支配したということがありえた法はその時自然法以外には存在しなかったか

らである。聖なるカノンもまた、自然法が常にそのようにすることができるということを我々が疑うことを、許してはいない。すなわち聖なるカノンは、自然法が永遠であり、変更されえないと命じているからである。そしてもし、王国を所有することに関して自然法に何かを付加する慣習法が今や何か成長したのであれば、その付加される何かが自然法に何らかの点で矛盾する場合には、カノンは（『グラーティアーヌス教令集』第一部）第八分節「悪しき慣習法」において、[2] それが慣習法とは言われずに腐敗（corruptela）であるとして、無効にされるべきであると判断しているからである。

それ故、提起された問題は自然法の下でのみ解決せられうるのであり、また上位のものを知らないいかなる王国においても、統治するあらゆる権利は自然法のみを通して論議されうるのである。そうだとすれば、上述で次のように書かれていたのは正しかったのではなかろうか。すなわち、自然法の下で王の権力が開始し、地上のすべての王、すなわち正しく秩序立って統治し、上位者を有しない王は、自然法に守られてこれまで統治してきたし、今なお統治している、と。[3] 何故なら、自然法はすべての人法の母であり、もし人法がそれから離反するのであれば、法と呼ばれるにはふさわしくないからである。自然法が判決するものは正しいものであり、また自然法が非難するものはすべての人の法によって非難されるからである。

かくして、自然法が我々の賢慮（fronesis）となり、我々に対する裁判官として着席しなければならない。

（1）D. 7 c.1（イシドルス）.
（2）D. 8 c.3（教皇聖ニコラス一世）.
（3）前出、第五章を参照。

（未完）